

香川県自転車活用推進計画（案）について提出されたご意見と それに対する県の考え方

問い合わせ先

香川県土木部道路課 保全グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3533/FAX:087-806-0219

E-mail:douro@pref.kagawa.lg.jp

令和4年11月14日（月）から令和4年12月13日（火）までの1カ月間、香川県自転車活用推進計画（案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、2個人と1団体から11件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個人	2件	自転車の活用の推進に関する実施すべき施策に関する事	7件
団体	1件	自転車の活用の推進に関し講ずべき措置に関する事	4件
合計	3件	合計	11件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
自転車の活用の推進に関する実施すべき施策に関すること	
<p>“歩行者、自転車及び自動車適切に分離された安全で快適な自転車通行空間”の一環なのか、主要道路の交差点では自転車の地下道や歩道橋への誘導が多用され、現実的に走行しづらい環境となっており、そのまま交差点内に進入する自転車が多く見受けられる。</p> <p>地下道等への誘導ではなく、自転車用信号の設置などの方が自転車への利用は促進されると個人的には思うのだが、県としてはどのように考えているのか。</p>	<p>車両の通行が多く、自転車事故の危険性が高いと認められる交差点においては、普通自転車の安全で円滑な交通の確保を目的とし、普通自転車を歩道上へ誘導し交差点への進入を規制する「普通自転車の交差点進入禁止」の交通規制を実施しています。</p> <p>今後も交通環境の変化を確認しながら交通規制の必要性を検討していくとともに、危険な方法で通行している自転車利用者には、指導啓発を行ってまいります。</p>
<p>通勤者向けのシャワールームの設置</p> <p>自転車通勤、ジョギング、ウォーキング通勤者のためにシャワー（有料）、着替えの場所を提供してほしい、JR高松駅、瓦町駅、公共施設、市街地中心部、大規模駐輪場、大きな工場などに設置、共用できるような仕組みをお願いします。</p>	<p>ご意見については、今後の自転車活用推進の参考とさせていただきます。</p>
<p>国道377号線のトイレ</p> <p>国道377号線は風光明媚で非常に魅力のあるサイクリング道路です、しかしトイレがないため困っています。ダム、交番、JA、公園など小規模でいいのでトイレ、水道を整備してほしいです。</p>	<p>ダムや公園等の施設管理者に問い合わせたところ、一部は利用可能と伺っていますので、その周知について今後検討していきます。</p> <p>また、トイレ、水道の新たな整備についてのご意見は、今後の自転車活用推進の参考とさせていただきます。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>大規模駐輪場、企業の駐輪場の防犯対策の強化（自転車ロッカーの設置）</p> <p>自転車ロッカーを設置してほしいのです。（自転車が丸見えでなければ良いと思います。瓦町駅駐輪場は人が常駐して非常に心強く、よく利用させてもらってますが、昨今のロードバイクの盗難事件増加などでやはり勤務時間中、安心して自転車を預けられる仕組みが必要です。シャワー、着替え室なども近所に作れば自転車通勤者の利便性はさらに向上します。雨の日自転車通勤しないのではと考えるとと思いますが実は着替える環境があれば自転車好きは雨の日でも自転車通勤したいのです。</p>	<p>ご意見のあったロッカーは、現在実証実験段階であると同っております。ご意見につきましては、今後の自転車活用推進の参考とさせていただきます。</p>
<p>県内にあるサイクリング道の利用促進のため、起点部や中間にある道の駅やスポーツセンター等の駐車場の一部をサイクリングロード利用者に開放してほしい。（管理者に確認の上での使用は可能だと思うが、もっと気軽に利用出来てサイクリングしやすい環境作りを目指してほしい）</p>	<p>ご意見を、道の駅管理者等と共有し、サイクリングロード利用者の安全かつ快適な受入環境づくりに取り組んでまいります。</p>
<p>“自転車交通事故ゼロの社会を目指す”とあるが、現実的に考えて人が動く以上事故ゼロは不可能なのは分かり切った話だが、県としてそこはどう考えているのか。</p> <p>普通なら数年ピッチでの目標を立てそのための計画を行い、都度進捗状況を確認しながら振り返りや目標の修正などを行っていくのが常識である。</p> <p>県としては事故ゼロになるまで効果のない（若しくは少ない）対策を延々続けて税金の投入を行い続けていくつもりなのか？</p> <p>もし、進捗確認や目標修正を考慮した上での事故ゼロ目標であれば、『何年までに事故ゼロにするのか』『実施状況の確認は何年ごとに行うのか』『どのような状況になれば目標の修正等の検討に入るのか』などを明確にし、現実可能な目標であることを県民にしっかりと示してもらいたい。</p> <p>（目指す事自体が目的となった無駄な税金の垂れ流しには断固反対である）</p>	<p>国の自転車活用推進計画において「自転車交通事故ゼロの社会を目指す」と明記されており、本計画においても同様の記載としています。</p> <p>なお、交通事故全般については、5年ごとに見直しを行う「香川県交通安全計画（第11次）」において、令和7年までに「交通事故死者数39人以下」「交通事故による重傷者数200人以下」という数値目標を設定し、関係機関が一体となって、交通安全対策に取り組んでいます。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
自転車の活用の推進に関し講ずべき措置に関すること	
<p>“公共交通や自転車を活用したベストミックスの実現”や“交通における自動車への依存の程度を低減”を目標内に掲げるのであれば、市街地中心部を主体とした自転車通行空間の整備のみに留まらず、郊外からの流入を踏まえサイクルトレイン等（輪行除く）の積極的な推進や、郊外道路に対しての自転車通行空間の整備計画なども行うべきではないのか。</p> <p>郊外道路に関しては一切整備される兆しはなく、サイクルトレイン等に関しては各社が取り止めを行うなど、県や自治体の掲げる目標と逆行した結果しか出ていないように見受けられる。</p>	<p>本計画では、鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの県内取組事例等について、事業者に共有を図るとともに、取組みの検討を促すこととしています。</p> <p>また、ご意見のあった郊外道路に対しての自転車通行空間の整備計画については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知）に基づき、市町が、それぞれの地域の実情に応じて、郊外道路なども含めた路線を選定して、自転車ネットワーク計画を策定することになっていきますので、本計画には位置づけておりません。</p>
<p>自転車マークや矢印、青色の矢羽根等の路面表示をふやしてほしい。</p> <p>県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。とのことですが、残念なことに、自動車利用者の中に基本自転車は車道という認識がなく自転車で車道を走っていると後方を走行する自動車から警笛を鳴らされることが少なくありません。自転車は車両であり車道を走るものという認識をつけるためにも自転車マークや矢印、青色の矢羽根等の路面表示を増やしてほしいのです。このような表示をすることで自動車利用者にも正しい認識を持ってもらえると考えます、特に国道11号線、国道193号線、瀬戸大橋通り、などの主要幹線道路は早急な対応を望みます。</p>	<p>ご意見のあった自転車通行位置を示す青色の「矢羽根型路面表示」は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知）に基づき、自動車の速度が低く、自動車交通量が少ない道路に設置できるため、国道11号等の主要幹線道路においては設置が困難です。</p> <p>上記ガイドラインに基づき、交通状況や道路状況を踏まえ、公安委員会など関係機関と連携し、設置可能で必要な箇所について、「矢羽根型路面表示」の設置に努めてまいります。</p>
<p>県や各自自治体等が管理する公園（公渕森林公園や空港公園など）のウォーキングコース等を整備し、サイクリングコースの併設や、空港公園に自分の自転車で走行できる環境を整えてはどうか。</p>	<p>ご意見は、公園の施設管理者と共有し、今後の自転車活用推進の参考とさせていただきます。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>『17.「香川県自転車安全利用に関する条例」を改正し、令和4年4月1日から自転車損害保険等への加入を義務化したことに伴い、利用者等に対する情報提供をより一層強化し、保険加入を促進する。』について、P.21に措置が記載されています。全て賛同する一方、「ポスターやチラシ等で情報提供を行う」とともに「働きかけを行う」ことを期待しています。</p>	<p>今後も、情報提供を含む広報のほか、啓発や教育活動等、自転車損害保険加入促進に取り組んで参ります。</p>